第2期鶴ヶ島市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)

第4期鶴ヶ島市特定健康診査等実施計画 概要版

1 基本的事項

データヘルス計画

「日本再興戦略」において、「全ての健康 保険組合に対し、レセプト等のデータの分 析、それに基づく加入者の健康保持増進のた めの事業計画として「データヘルス計画」の 作成・公表、事業実施、評価等の取組を求め る」ことが掲げられています。

効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る ための保健事業の実施計画(データヘルス計 画)を策定します。

特定健康診査等実施計画

平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度です。

計画の評価

設定した計画の評価指標に基づき、KDBシステム等を活用し、計画3年目の令和8年度 に中間評価を実施し、最終評価を令和11年度に実施します。

個別保健事業は、毎年度計画策定時に設定した保健事業毎の評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を評価します。その結果から必要に応じて計画を見直します。

他計画との位置づけ

本計画は、鶴ヶ島市総合計画に沿い、健康増進法に基づく「健康日本21」に示された基本的な方針を踏まえるとともに、埼玉県健康長寿計画、埼玉県医療費適正化計画、埼玉県後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施計画、埼玉県国民健康保険運営方針、鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画、鶴ヶ島市介護保険事業計画と調和のとれたものとします。

計画全体における目的

健康・医療・介護の情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を展開し、鶴ヶ島市国民健康保険に加入している被保険者の健康増進を図ることで健康寿命の延伸及び医療費適正化を目指します。

2 現状分析、健康課題を解決するための保健事業

●糖尿病性腎症重症化予防対策事業

目的:重篤な疾患の発症を防ぐ

現状分析

- ・令和4年度の生活習慣病における重篤な疾患のうち 「慢性腎臓病(透析あり)」の医療費と千人当たり レセプト件数は、国より高い状態です。
- ・令和3年度の死因別の順位と割合は、生活習慣病の「虚血性心疾患」が第2位(7.8%)、「脳血管疾患」が第3位(7.0%)、「腎不全」が第12位(1.3%)と、いずれも死因の上位に位置しています。

取組内容

医療機関の受診勧奨や医療機関等と連携し た生活習慣改善のための支援の実施

令和11年度までに達成する目標

支援実施者の人工透析移行者数:0人

●特定保健指導実施率向上対策事業

目的:メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者の悪化を防ぎ、特定保健指導 対象者を減少させる

現状分析

- ・令和4年度の特定健康診査受診者のうち、メタボリックシンドローム予備群該当者は13.0%と国や県と 比較すると高い状態です。
- ・令和4年度の特定保健指導実施率は14.0%と、県平均 より低い状態です。

取組内容

事業の普及促進及び効果的な保健指導の実施

令和11年度までに達成する目標

特定保健指導実施率:60%以上

●生活習慣病予防対策事業

目的:生活習慣病の発症・進行、重篤疾患の発症を防ぐ

現状分析

- ・令和4年度の特定健康診査受診者のうち、医療機関への受診勧奨対象者率は、53.8%です。
- ・特定健康診査受診者の質問票の回答状況では、「20 歳時体重から10kg以上増加」の回答割合が国と比較 して高い状態です。

取組内容

医療機関の受診勧奨や生活習慣改善のため の支援の実施

令和11年度までに達成する目標

血圧が保健指導判定値以上の者の割合: 42.0%以下







●特定健康診查受診率向上対策事業

目的:生活習慣病のリスクを早期に発見し、適切な治療につなぐ

現状分析

・令和4年度の特定健康診査未受診者で、生活習慣病 の治療がない人は、特定健康診査対象者の22.0%で す。(健康状態が把握できていない健康状態不明 者)

取組内容

特性別の効果的な受診勧奨の実施

令和11年度までに達成する目標

特定健康診査受診率:60%以上

●地域包括ケアに関する取組

目的: 高齢者の保健事業を推進する

現状分析

・65歳から74歳までの要介護・要支援認定者における 有病割合は、心臓病が43.6%、脂質異常症が26.5%、 高血圧症が36.1%と国・県と比較すると高い状態で す。

取組内容

高齢者の疾病予防対策と介護予防事業の実施

令和11年度までに達成する目標

生活習慣病ハイリスク支援実施者の健康状態を把握した割合:90%以上

●適正受診・適正服薬の促進事業

目的:医療費の適正化と健康被害を防ぐ

現状分析

・令和4年度の頻回受診該当者割合は0.20%、重複処 方該当者割合は0.68%となっています。

取組内容

適正受診、適正服薬指導の実施

令和11年度までに達成する目標

|重複処方該当者割合:0.50%以下

●医療の効率的な提供に関する取組

目的:医療費の適正化

現状分析

・後発医薬品の普及啓発、リフィル処方箋、OTC医薬品の適切な使用の周知啓発および後発医薬品の利用差額通知書を送付しています。

取組内容

医療費適正化の普及促進

令和11年度までに達成する目標

後発医薬品の数量シェア率:81.5%以上

●がん予防対策事業

目的:がんの死亡率を減少させる

現状分析

- ・「気管、気管支及び肺」「大腸」「胃」の悪性新生物」は、死因の上位に位置しています。
- ・令和3年度の5がんの検診平均受診率は、7.7%と国や県と比較すると低い状態です。

取組内容

がん検診及び予防接種の普及促進

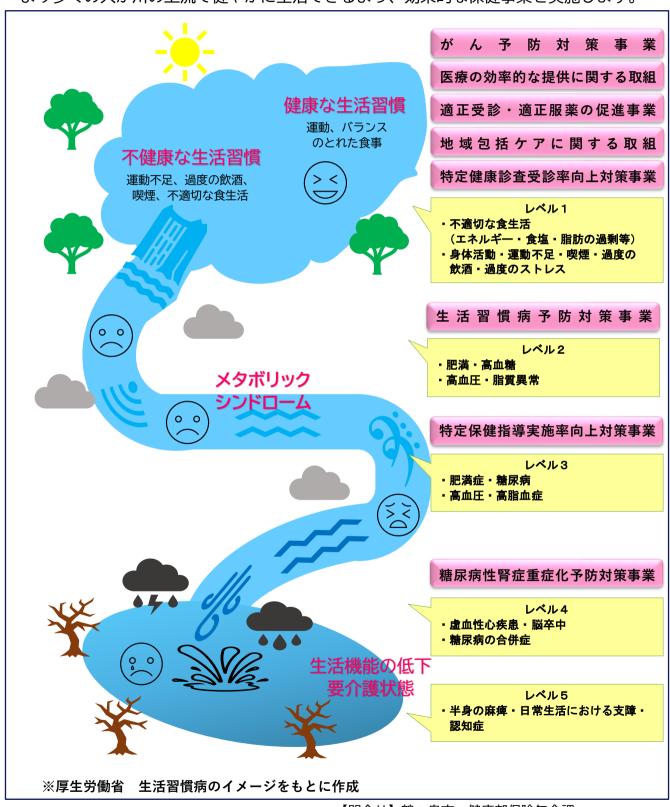
令和11年度までに達成する目標

|5がん検診平均受診率:25%以上

3 生活習慣病のイメージと個別保健事業の体系

社会全体の健康や病気の進行は、川の流れに例えられます。

下の図で示したように、生活習慣病の進行を川の上流から下流まで5段階に分け、レベルが進むごとに下流に流され、流された先には生活機能の低下や要介護状態が待っています。 より多くの人が川の上流で健やかに生活できるよう、効果的な保健事業を実施します。



【問合せ】鶴ヶ島市 健康部保険年金課 〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1 電話:049-271-1111 (代表)